

意見陳述書

1, 私はフリーターを8年、という長い期間を経て2006年、やっと正社員に就くことができました。1998年に高校を卒業しましたが、当時は就職氷河期で、正社員の就職口がほとんどありませんでした。アルバイトを転々とし9年目でようやくつかんだ正社員でした。それがSHOP99でした。

しかし、入社して1年2カ月というわずかな期間で、私は「うつ状態」と診断され、働けなくなりました。この間、6店舗の異動があり、上司が4人も変わり、時間外労働が100時間を超えて働いた月もありました。

私は、1年2ヶ月の間に、6店舗を移動しました。移動するという事は、新しい店舗で人間関係や、お店の内情を一から把握し直さなければならないということです。このこと自体、大きなストレスでした。新しい店舗によく慣れ、仕事がつかめてきたと思ったら、次の店舗への異動の辞令が出る。この繰り返しで、私には、いつ新しい店舗に行かされるかわからない、精神的な不安が募っていきました。

私がいたのは24時間営業のコンビニエンスストアで、会社の決まりで必ず2人は在店していなければなりません。アルバイトがシフトに入れない時間帯は、正社員である私がシフトに入らざるを得ませんでした。何時間働き続けているとか、休日を取れたかとか、そんなことは関係ありませんでした。休日でも、シフトに穴が開けば、お店に行かざるを得ませんでした。

そのうち私は、24時間いつも業務の管理下にあるような錯覚にとらわれるようになりました。精神的な不安感が強くなり、食欲不振、不眠に悩まされるようになりました。

私は自分の待遇を改善してくれるように、上司に頼みました。入社したばかりの新人がこうしたことを言うことにも勇気が必要でした。しかし、私の申し出は、無視されました。

私に仕事を教えてくれた先輩の同僚も、6人が退職しました。たぶん私同様、過酷な業務が原因ではないかと思います。

2, 会社の答弁書を読みました。

この事件を通じて、1月に出たマクドナルドの判決を覆したいんだなという感想を持ちました。弁護士さんからは、「がっぷり4つの闘いになるね。」と言われました。

ここでは、1つ、言いたいと思います。

私は、「管理監督者」とは、低賃金とマニュアル労働の正反対にある人のこ

とだと理解しています。しかし、答弁書は、「管理監督者」か否かを決めるのに待遇は関係ないと言っています。この理屈だと、店長とされて、会社のマニュアルによる管理，締め付けがさらに厳しくなるなかで，労働時間が実際上無制限に働く人が、店長になる前より、賃金が下がってもいい、ということになってしまいます。私はそれは納得できません。管理監督者とは、会社のマニュアルに管理されず，会社の経営にタッチする権限とこの権限にふさわしい処遇を受けている必要があるのではないのでしょうか。

3，私は店長になること以前に正社員として胸を張れる自分でいたい、そういう思いで入社しました。しかし今は月に2回通院しなければならないという状態です。

私はただ普通に働きたかっただけです。正社員になって自分で将来をひとつひとつ積み上げ、築き上げたかっただけなのです。ただ、それだけです。

おそらくは、ただそれだけの思いで会社で働いている従業員が、私と同じように苦しんでいる「店長」が、大勢いると思います。会社に対しては、許せない気持ちでいっぱいです。人間に向き合うということが、どういうことなのか、根本の所から考え直して欲しいと思っています。

4，裁判所には、どうか、私の以上の気持ちをご理解の上、審理を尽くして頂きたいと思います。私は、お金が欲しくてこの裁判をしているのではありません。異常な長時間労働を、SHOP99の職場からなくしていき、ただ普通に働く、ということを実現したいのです。よろしくお願い申し上げます。

以 上